

## 建設業の除雪作業における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成 31 年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和 6 年 4 月より適用される。

建設業の担い手不足のなか、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、近年において線状降水帯などによる突発的な大雨災害等が発生すれば、建設業に携わる方々が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。

こうしたことを鑑み、4 月より適用される建設業における時間外労働の上限規定の中では、災害に関する用務において適用除外とされている。

除雪業務も災害と同様に、局地的な大雪災害についても、いつ何どき、発生するか予測できないため計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業の方々は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に、休日・時間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの市民生活を支えるうえで、大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

1. 除雪業務における時間外労働の上限規制の適応除外については、国が管轄する各自治体の労働基準監督署において、都道府県単位での統一的な雪害基準を明確にし、適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(令和 5 年 12 月 18 日可決)

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
厚生労働大臣	殿
国土交通大臣	殿
内閣官房長官	殿

あて

石川県野々市市議会